

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期 小諸版ウエルネス・シティ まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県小諸市

3 地域再生計画の区域

長野県小諸市の全域

4 地域再生計画の目標

本市では戦後一貫して人口増加が続いてきたが、国勢調査によると、2000年の46,158人をピークに人口減少に転じるようになり、2020年には40,991人となっている。国立社会保障・人権問題研究所によると、2050年には総人口が28,582人となる見込みである。

近年は自然減が定着しつつある。自然増減においては、21世紀初頭まで出生が死亡を上回っていたが、2003年には死亡数427人が出生数390人を上回る▲37人の自然減となっており、以降、2023年は▲387人の自然減というように、本市の人口減少の主たる原因となっている。本市の合計特殊出生率は2005年の1.52以降横這いを維持しているが、本市の出生数は減少傾向にある。

年齢3区分別の人口動態をみると、総人口ピークの2000年の生産年齢人口29,297人、年少人口7,060人、老年人口9,623人と比較すると、2050年には生産年齢人口13,211人（16.3千人減）、年少人口2,428人（4.6千人減）、老年人口12,943人（3.5千人増）と推計される。

総人口は減少局面に入っており、2005年頃には出生数の減少と死亡数増加を要因として自然減少加速の様相を見せてきており、人口減少のペースが加速するとみられる。

社会動態をみると、2013年は転出者1,618人が転入者1,472人を上回る▲146人（その他の増減を含む）の社会減であったが、2023年には転入者1,868人が転

出者 1,583 人を上回る 285 人（その他の増減を含む）の社会増となった。人口移動において本市は、長らく 15～19 歳から 20～24 歳になる年代の転出超過、20～24 歳から 25～29 歳になる年代や 30 代層の転入超過を特徴としてきた。これらは、進学や就業による若年層の転出、宅地開発や雇用拡大による生産年齢層の転入増などが要因として考えられ、本市の人口移動の特徴を生み出してきた。しかし、近年では 15～19 歳から 20～24 歳になる年代の転出超過が拡大する一方、20 代や 30 代層における転入超過が大きく減少してきた。この傾向は直近では緩和されたものの、依然として流出した人口を取り戻すまでには至っていない。要因として、希望する職種や労働条件とのミスマッチ、多様性の尊重による若年層の転出や転入減少など様々な要因が考えられる。

このまま人口減少が加速すると、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応し、本市が今後も持続可能な自治体であり続けるためには、人口減少を抑制しつつ、市内外の人々から「選ばれるまち」であることが必要である。本市では、第 12 次基本計画で、これからのまちの目指す姿・ビジョンとして「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」を掲げている。「ウエルネス」は、健康を身体の側面だけでなく、より広く総合的に捉えた概念で、「身体・精神の健康、環境の健康、社会的健康を基盤にして、豊かな人生をデザインしていく、自己実現」と定義されている。「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」は、「健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において「健康」「健全」であることで、市民が健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営めるまち、市内外の人々から「住みたい 行きたい 帰ってきたい」まちと再定義し、この実現に向け、次の目標を設定する。

- ・基本目標 1 地方に仕事をつくる
- ・基本目標 2 人の流れをつくる
- ・基本目標 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ・基本目標 4 魅力的な地域をつくる

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2028年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	企業立地数（累計）	0 件	20件	基本目標 1
イ	新築住宅着工数と空き家 バンク契約数（累計）	0 件	480件	基本目標 2
ウ	年少人口	4, 592人	4, 478人	基本目標 3
エ	人口の社会増減数	+289人	毎年+300人 以上	基本目標 4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A 2 0 0 7】

① 事業の名称

第2期 小諸版ウエルネス・シティ まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 地方に仕事をつくる事業

イ 人の流れをつくる事業

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

エ 魅力的な地域をつくる事業

② 事業の内容

ア 地方に仕事をつくる事業

- ・農産物のブランド化及び情報発信に関する事業
- ・高単収品目の推進や新たな人材を確保する事業
- ・企業誘致や IT ビジネス集積を推進する事業

- ・既存企業の支援や、女性や子育て世代の働きやすさを推進する事業
- ・事業者の業務改善と就労支援の促進及び人材誘致に関する事業

【具体的な事業】

- ・農産物のブランド化
- ・「食」を通じた情報発信
- ・品目の選定・スマート農業の活用・新たな栽培形態等 JA や関係企業との連携
- ・帰農を含めた新たな人材の確保
- ・新産業団地の整備
- ・子育て世代が安心して働くことができる職場づくり
- ・事業者の業務改善と就労支援
- ・地域経済の新しい担い手の確保 等

イ 人の流れをつくる事業

- ・情報発信や地域資源の活用による観光地域づくり事業
- ・魅力向上のための懐古園（動物園等）の再整備事業
- ・文化、歴史、自然を愛する旅行者やインバウンド向けの観光事業
- ・移住や定住に関する施策の推進事業

【具体的な事業】

- ・地域資源の活用による新たな観光素材の掘り起こし
- ・懐古園全体の魅力向上と一層の観光誘客
- ・内外からの旅行者やインバウンドをターゲットにした観光戦略の立案と実践
- ・移住・定住促進
- ・まちづくりの担い手育成 等

ウ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業

- ・出会いや結婚の支援及び子育て支援に関する事業
- ・保育士の確保、保育園の整備、子育て世帯の相談支援に関する事業
- ・こどもの貧困やヤングケアラー等の支援や学びの機会の確保に関する

事業

- ・次世代を担うこども・若者の健全育成に関する事業
- ・こどもたちの「生きるちから」を育むための教育活動の推進及び学校整備に関する事業

- ・プレコンセプションによる健康づくりの推進や母子の支援事業

【具体的な事業】

- ・ファミリーサポートセンター事業の拡充
- ・保育士の確保と保育園の再配置計画の策定
- ・「より添った支援」の充実
- ・切れ目のない継続的な支援体制や学びの機会の確保
- ・児童虐待の発生予防、早期発見、発生時の迅速な対応と支援
- ・協働による次世代を担うこども・若者の健全育成
- ・「カリキュラム・マネジメント」の推進
- ・「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の実現
- ・個別の課題については事案に応じた着実な対応
- ・小諸東中学校区の当面の大規模改修、芦原中学校区の再編校整備
- ・必要な人的・物的体制の確保
- ・若い世代からプレコンセプションを意識した健康づくり
- ・すべての妊産婦、こどもへの切れ目ない支援 等

エ 魅力的な地域をつくる事業

- ・交流人口や関係人口の増加や持続可能な公共交通に関する事業
- ・地域コミュニティや市民活動支援及び他団体との連携に関する事業
- ・道路や橋梁等の整備、公営住宅の集約化等に関する事業
- ・健康づくりや保健予防の推進及び地域医療体制の確保に関する事業
- ・高齢者の健康増進や介護に関する事業

【具体的な事業】

- ・小諸駅前広場の再整備と旧小諸本陣・大手門・三之門地区の文化観光交流拠点化
- ・公共交通の利便性が高く、歩いて暮らせる居住誘導エリアへの居住誘

導

- ・地域公共交通計画の策定に向けた調査
- ・地域の課題解決への協働での取り組み
- ・補助事業の実施による市民活動の推進
- ・市民や市民団体、企業や大学・高校等と協働のパートナーとして連携
- ・広域連携をはじめ、姉妹都市との交流
- ・評価に基づいた生活道路の効果ある整備、即効性のある維持修繕
- ・各長寿命化修繕計画に基づいた、効果のある整備
- ・老朽化が著しい団地の集約化
- ・生活習慣病等の重症化の予防
- ・地域医療体制の確保
- ・高齢者の健康づくり・介護予防
- ・高齢者による地域づくりの担い手
- ・介護専門職の質の向上
- ・多職種の連携強化 等

※ なお、詳細は第3期小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000 千円（2025年度～2028年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

基本計画（実施計画）の事業評価と合わせて、毎年度7月頃に外部有識者等で構成された小諸市総合計画審議会による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに基本計画（実施計画）の成果説明書にまとめて本市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

2025年4月1日から2029年3月31日まで

6 計画期間

2025年4月1日から2029年3月31日まで